

山口県関係史料の来歴

昭和 24（1949）年、水産庁は新漁業法の制定にあわせて、全国の漁村・漁業制度関係資料の調査を企図し、「漁業制度資料調査保存事業」を財團法人日本常民文化研究所に委託した。同研究所は漁業制度資料収集委員会を設け、東京月島にあった水産庁東海区水産研究所内に事務局をおき、同年 10 月に同事業に着手した。現在中央水産研究所図書資料館に所蔵されている古文書は、その大半が同事業によって収集されたものである。今回目録を作成した史料群は、山口県で採訪された下記の 8 史料群である。なお、次表の詳細点数欄に記した点数は、『中央水産研究所所蔵古文書（漁業制度資料）の概要』（水産総合研究センター中央水産研究所・神奈川大学日本常民文化研究所、平成 18 年）に記した点数と異なっている。これは今回の目録作成作業の際に行つた整理で、これまで 1 点と数えていた綴の一括史料や帳簿に挟み込まれていた史料をあらためて目録として起こしたために生じたもので、史料の移動によるものではないことを付記しておきたい。なお、本目録の魚名・海産物名は原則として史料に書かれている表記にしたがい、状況に応じて（ ）内に説明を加えた。

No.	史料群名	採訪時住所	現在の住所	詳細点数	採訪年月
1	村岡徳一家文書	山口県大津郡宇津賀村津黄	山口県長門市油谷津黄	30	昭和 27（1952）年 8 月
2	酒井君子家文書	山口県大津郡宇津賀村立石	山口県長門市油谷後畠	37	昭和 27（1952）年 8 月
3	瀬木家文書	山口県大津郡向津具村久津	山口県長門市油谷向津具下	65	不明
4	奥藤博家文書	山口県大津郡向津具村久津	山口県長門市油谷向津具下	10	昭和 27（1952）年 8 月
5	掛済漁業協同組合文書	山口県大津郡日置村蔵小田	山口県長門市油谷蔵小田	27	[昭和 27（1952）年 8 月]
6	柏谷家文書	山口県大津郡日置村黄波戸	山口県長門市日置上	54	昭和 27（1952）年 8 月
7	金子芳彦家文書	山口県阿武郡宇田郷村	山口県阿武郡阿武町	421	昭和 25（1950）年 9 月
8	佐川市兵衛家文書	山口県熊毛郡佐賀村佐合島	山口県熊毛郡平生町	13	昭和 26（1951）年 4 月
				計 657	

表中の〔 〕は推定

以上の 8 史料群についての詳しい解説は各史料群目録の末尾にある「史料の概要と特色」の項にゆずり、ここでは簡単に収蔵に至る経緯についてふれておきたい。

1 村岡徳一家文書

採訪は昭和 27（1952）年 8 月 21 日、採訪者は日本常民文化研究所の調査員中地昶平である。旧所蔵者の村岡徳一氏から水産庁資料整備委員会に寄贈されたことが採訪書類によって確認できる。ただ、書類には史料点数の具体的な記載はなく、「組合関係若干」と記されているにすぎない。現在中央水産研究所に収蔵されている村岡氏寄贈史料 30 点は、大半が現在の長門市油谷津黄に所在していた津黄浦漁業協同組合の運営に関する史料で、村岡家の家文書はほとんど見られない。村岡徳一氏は昭和 10 年の津黄浦漁業協同組合臨時総会の際の決議書類に同組合の組合長・理事として見える（目録番号 8-1-1）。採訪書類にも記されているように、本史料群は村岡徳一氏の元にあった組合関係書類であったと考えられる。なお津黄浦漁業協同組合は、現在の山口県漁業協同組合津黄支店にあたる。

2 酒井君子家文書

本史料群の採訪も昭和 27（1952）年 8 月 21 日で、採訪者は日本常民文化研究所の調査員中地昶平である。これも寄贈手続きがとられたことが書類によって確認でき、点数の欄には「若干」と書かれているだけである。現在中央水産研究所に所蔵されている史料の点数が 38 点であり、その大半がいわゆる一紙ものである。帳簿類などが含まれていないことから見て、「若干」の表現に適合する分量と言えようか。史料は全て明治時代のもので、当時宇津賀村立石浦の区長をしていた酒井徹三の名が史料中に見える。旧所蔵者酒井君子氏はその子孫であろうと思われるが、本目録作成のため現地調査を行った折には（平成 18 年 11 月）その事実を確認できなかったことを付記しておきたい。

3 濱木家文書

採訪に関する書類は残されていない。当時の事情を知る関係者も見つからないことから、収蔵に至る経緯は不明である。山口県大津郡（採訪当時）の調査が昭和 27 年 8 月に行われていることは、大津郡で採訪された他の史料群の関係書類からわかつており、おそらく同時期に採訪されたものと考えられる。史料と一緒に「漁業制度資料調査保存事業」で用いられた封筒が一括されており、そこには所蔵者より寄贈されたことが記されている。史料 65 点の作成年代は、幕末から昭和初期にまでわたっているが、多くは明治年間の行政通達である。その大半が大津郡向津具村（現在の長門市向津具上および向津具下）役場から久津浦区（現在の向津具下の久津浦）の区長濱木伊作宛に出されたもので、おそらくこの濱木伊作氏の家に伝來した史料と考えられる。

4 奥藤博家文書

本史料群も採訪は昭和 27（1952）年 8 月 29 日、採訪者は日本常民文化研究所の調査員中地昶平にかかるものである。ここでも寄贈手続きがとられたことが書類によって確認でき、点数の欄には「文書 5 点、帳簿 1 点」の 6 点と書かれている。しかし、現在中央水産研究所に収蔵されている史料は 10 点で、そのうち 1 点は事業の際に用いられた封筒である。これを除くと帳簿は 3 点、一紙の史料 6 点の 9 点となり、採訪書類に書かれている点数といくらかの相違がある。これは点数の考え方によるものと考えてよいであろう。

史料は幕末から明治初期までの船問屋経営に関するもので、久津浦の船問屋奥藤吉太郎の名が明治 4 年の「ひかえ 御願申上候事(酒造許可願)」（目録番号 5）に見え、この久津浦で奥藤家が船問屋を経営していたと考えて間違いない、その奥藤家に伝来した史料群と考えて差し支えないと思われる。

5 掛渕漁業協同組合文書

掛渕漁業組合長（正式には掛渕漁業協同組合長）の名で採訪された史料群があつて、借用書には昭和 27（1952）年 8 月 23 日の日付が記されている。この時借用された史料は「文書（漁業免許状）21 点、帳簿 7 点」であり、昭和 30（1955）年 6 月 18 日に返却された。その際の受取書写にも同じ点数が記載されている。現在中央水産研究所に所蔵されている掛渕漁業協同組合文書 27 点の中身を見ると、漁業免許状や帳簿の類は見当たらない。一方、中央水産研究所の「掛渕漁業協同組合文書」の中に資料収集事業の際に用いられた封筒が含まれていて、そこには「山口県大津郡日置村蔵小田掛渕漁協組より贈らる」と書かれている。おそらく、昭和 27 年 8 月の採訪の際か、あるいは返却の時に、借用史料とは別にあらためて掛渕漁業協同組合より寄贈された史料があり、それが水産資料館を経て中央水産研究所に引き継がれ、収蔵されたものと推測される。掛渕漁業組合は昭和 23 年の「水産業協同組合法」の施行とともに掛渕漁業協同組合となり、平成 17 年の改正で山口県漁業協同組合掛渕支店となり、現在に至っている。採訪された時期の同組合の所在地は現在より内陸に寄った地にあり、住所は日置村蔵小田であった。その後、昭和 29 年に掛渕を含む蔵小田の一部が大津郡油谷町に編入され、近世から明治 22 年まで存続した旧蔵小田村は現在長門市の日置蔵小田と油谷蔵小田の 2 つの地域に分かれている。なお、史料の大半は、昭和 23 年に実施された全国漁業会調査（詳細は解題参照）に関する内容のものである。

6 柏谷家文書

採訪は昭和 27（1952）年 8 月 22 日、採訪者は日本常民文化研究所の調査員中地昶平である。寄贈手続きがとられたことが寄贈受領書によって確認できる。点数の欄には「(捕鯨関係その他) 長帳 36 冊」と書かれている。現在中央水産研究所に収蔵されている同家の史料は、大半が捕鯨関係の横帳（長帳）で、複数の帳面が綴られている

ものも多い。それを考慮すると横帳は39点となり、寄贈書類の点数とほぼ一致する。史料は大半が明治時代の大津郡日置村黄波戸浦にあった捕鯨会社の経営に関するものである。明治9年の「鯨金取縮帳」(目録番号4)に「黄波戸浦 鯨方会社」とあって、すでに明治9年の段階では捕鯨会社が活動を開始していたと考えられる。柏谷家は黄波戸浦捕鯨の創業期に中心的な役割を果たしており、柏谷家文書は明治期の黄波戸浦捕鯨の実際を示す史料群といえよう。なお、採訪時の柏谷家の当主茂三郎氏の署名が寄贈書類にあって、本来であれば「柏谷茂三郎家文書」とすべきところだが、本目録では水産資料館で命名された史料群名に合わせて「柏谷家文書」とした。

7 金子芳彦家文書

採訪は昭和25(1950)年9月6日で、採訪者は日本常民文化研究所の調査員河岡武春である。借用書や寄贈書は残されていないが、「漁業制度資料調査保存事業」が開始されて2年目の昭和25年終了時点での作成された「調査保存事業成績報告書」(神奈川大学日本常民文化研究所蔵)には、「寄託」と明記されている。一方、調査保存事業で採訪された史料群についての台帳である「文書要記」に、同史料群についての詳しい情報が記載されており、その来歴の欄に「先祖相伝」という筆記が消され「金子芳彦ヨリ当委員会が購入」と書き直されている。当委員会とは水産庁資料整備委員会のことである。以上から判断すると、昭和25年の採訪時点に所蔵者より寄託されていたものが、昭和25年度終了以降に新たに購入の手続きがとられたものと考えられる。ところで、「文書要記」には「帳簿709点、一紙11点」が収集されたことを伝えているが、現在中央水産研究所に収蔵されている同家史料は421点で、ほぼ全てが帳簿である。凡そ300点の差があるのはどうしてだろうか。

『山口県内所在史料目録 第18集』(山口県文書館、平成3年)に「金子家文書」の目録があり、所在の欄に「阿武郡阿武町宇田 金子貞理」と記されている。金子貞理氏は芳彦氏の弟にあたり、この「金子家文書」と中央水産研究所所蔵の「金子芳彦家文書」は、元来一体のものであったことは、ほぼ間違いないであろう。「文書要記」の文書内容の欄に、「金子家ハ、若干庄屋フヤッタコトモアリ庄屋関係文書モ若干アルガ、おおしきあみ大敷網ソノ他ノ網ノ経営、魚市場経営、廻船、造酒、等各種ノ大経営ヲ行イ、ソノ大福帳ガ、古クハ元禄カラ残リ、宝暦、明和頃カラハ大体揃ッタ形デ見ルコトガ出来ル」と書かれており、「大敷網ソノ他ノ網ノ経営、魚市場経営」関係の帳簿は中央水産研究所に、「庄屋関係文書」と「廻船、造酒、等各種ノ大経営」に関する帳簿は「金子家文書」にそれぞれ分かれている。このことから推測されるのは、一旦史料が寄託された。後水産関係の史料のみを選別して購入手続きをし、それを水産庁資料整備委員会が保管した後、水産資料館に移管されたのではないだろうか。現在金子家に保管されている「金子家文書」は総目録数が739点で、「文書要記」に記された点数から、「金子芳彦家文書」の点数を除いた300点前後の倍以上の量がある。これは昭和25年の採訪の際には寄託対象にならなかった史料か、後の調査で新たに発見された史料が多数あったためであろう。

中央水産研究所に収蔵されている水産関係の経営帳簿は、大敷網経営・水産加工品取引・魚市場経営など多方面にわたり、それぞれまとった分量もあって、宇田浦の近世から明治・大正期にわたる多角的な漁業経営のあり方をよく示したものといつてよい。

8 佐川市兵衛家文書

佐川市兵衛家文書の名で収蔵されている史料は、13点のうち11点が熊毛郡佐合島畔頭佐川家に伝來したと考えられる御用留の写しで、「御廻状写控」あるいは「御廻状写綴」などと題されている（残る2点はいずれも御廻状写に括りつけられていた付属文書）。一方、昭和26年に刊行された『漁業制度資料目録 第5集 内海篇II』に、熊毛郡佐合島から採訪された「佐川助三郎家文書」の目録が掲載されていて、その中には「御廻状写綴」21点が含まれている。年号を照らし合わせると、中央水産研究所に収蔵されている御用留11点の年号と一致するものが、すべて含まれている。採訪書類もあって、日本常民文化研究所の調査員宮本常一によって、昭和26年の4月25日と5月12日の2度に亘って、合わせて1000点を越える史料が借用された。その際に作成された自筆の目録も残されていて、11点の御用留の年号と一致するものがすべて記載されている。借用された史料はその後、宮本によって2度に分けて返却され、佐川家から新たに寄託された分を含めて、現在は山口県文書館に一括保管されている。『漁業制度資料目録 第5集 内海篇II』に記された「御廻状写綴」21点のうち、中央水産研究所に収蔵されているものと年号が一致する11点以外の10点は1点を除いてすべて県文書館「佐合島 佐川家文書」の中に見出すことができる。県文書館には他に年代不明のもので明らかに御廻状写とみなしうる史料が3点あり、どれかが残る1点にあたる可能性は高い。以上を勘案すると、現在中央水産研究所に収蔵されている佐川市兵衛家文書は、『漁業制度資料目録 第5集 内海篇II』に目録が掲載され、現在は山口県文書館に収蔵されている「佐合島 佐川家文書」の一部であり、採訪者側の事情により返却されずに残ったものと考えられる。

最後に、本目録の作成にあたっては現地調査を行い、旧所蔵者のご子孫及びゆかりのある方々に貴重なお話しを伺うことができた。その成果のすべてを反映させることはできなかつたが、ここに関係の方々に記して謝意を表したい。また、旧所蔵者の所在地にある自治体の教育委員会担当者、及び山口県史編纂室、山口県文書館の担当者の方々には、史料の閲覧や聞き取りの場所の提供まで、いろいろとご協力をいただいた。合わせて御礼申し上げたい。

（文責 越智信也）